

諮問番号：個人情報保護諮問第10号

答申番号：川情審査個情答申第9号

答 申

第1 審査会の結論

川口市長が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、令和2年9月11日付で行った保有個人情報不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問に至るまでの経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和2年7月16日付で、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和〇年〇月〇日及び〇月〇日に埼玉県住宅供給公社あてにかかった苦情電話について住宅政策課に報告された内容にかかる文書」の開示を請求した。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、令和2年9月11日付で、請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録の名称及び内容を「令和〇年〇月〇日付文書（以下、「①文書」という。）及び令和〇年〇月〇日付文書（以下、「②文書」という。）」と特定し、不開示決定を行った。開示しない理由を、①文書につき、文書不存在、②文書につき、個人の評価に関する情報でかつ内部通報的側面を有する文書であることを理由に、条例第16条第7号に該当することを理由として不開示決定を行った。
- 3 請求人は、令和2年9月16日、実施機関に対し、本件の①文書につき文書不存在、②文書につき不開示決定について審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し実施機関は、令和3年3月17日、条例第30条第1項に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張

- 1 請求人は、本件決定について、処分を取消し、対象文書の全部開示を求め、要旨を次のとおり主張した。
 - (1) ①文書につき、当該文書を作成または取得していないという理由は虚偽

であること。

(2) ②文書につき職員課から提供された情報のため、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるとの理由は、条例の適用を誤っている。

2 実施機関は、令和3年3月17日付で弁明書を提出し、①文書につき、そもそも存在しない文書であり、住宅政策課に文書で報告があった旨を告知したとあるが、そのような事実はないこと、②文書につき、内部通報的な文書であるため、作成者の特定につながるおそれがあるので、今後の事務遂行に支障を来すおそれがあること並びに埼玉県住宅供給公社から取得した文書は当初から存在しないと弁明した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年月日	経過
令和3年3月22日	実施機関からの意見聴取
令和3年4月21日	書面審査
令和3年5月24日	請求人による口頭意見陳述、書面審査
令和3年8月27日	書面審査
令和3年9月14日	書面審査
令和3年11月22日	書面審査

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- ①文書につき、検分の結果、文書不存在を確認した。
- ②文書につき、以下の理由により不開示決定は妥当と判断する。
 - 埼玉県住宅供給公社あてにかかった苦情電話について住宅政策課に報告された内容にかかる文書については、川口市と埼玉県住宅供給公社は「川口市市営住宅の管理代行に関する基本協定書」を結び、公営住宅法第47条第1項の規定に基づく業務を行っている。従って、これに関連する情報等は、住宅政策課の所管する範囲に含まれる。
 - この事務範囲に含まれる情報が内部通報的な側面を有する場合、内部通報制度は、通報者がその通報について保護されるべきことは最近の裁判

例も認めている（東京地方裁判所令和2年11月12日労働判例1238号30頁）。そこで、通報者の氏名等の特定の可能性から不開示決定を行ったことは、内部通報制度の制度趣旨から合理的な決定であると考えられる。なお、仮に、本件内部通報的な情報で請求人が川口市より何らかの不利益を受けた場合、思料不利益処分も含め、川口市公平委員会への申立が可能であり、本件不開示決定により請求人の権利が損なわれることはない。

3 よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年2月21日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊